

平成 26～29 年度地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院物流管理業務委託準備作業覚書(案)

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下「甲」という。）が平成26年7月26日に実施した平成26年度地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院物流管理業務（以下「本業務」という。）委託公募プロポーザルにより、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）を優先交渉権第1位として選定したことに伴い、今後、甲と乙との間で本業務委託契約を締結するにあたり、準備期間を設け、準備作業を円滑に進め支障なく本業務を開始できるようにすべく、次に定めるとおり覚書を取り交わす。

（準備期間）

第1条 平成26年8月1日から平成27年1月31日

（費用）

第2条 甲は、乙に対し本業務を実施するために行う準備のための費用（以下「準備委託費」という。）として、金〇〇〇〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇〇〇円）を支払う。

（準備作業内容）

第3条 甲乙は、互いに協力して以下の準備作業を進める。

(1) 施設整備に関すること

- ・地下物流センター（仮称）開設にあたって必要となる棚配置、電源、院内LANのプロット、検収・搬送動線、納入業者との納入時間調整、従事者控室等に関すること

(2) 物流管理

ア 品目に関すること

- ・既存品目の在庫調査に関すること
- ・発注納品単位、払出在庫単位に関すること
- ・定数（平日定数、休日定数の調査含む）に関すること
- ・地下倉庫管理品目と部署倉庫管理品目との仕分けに関すること
- ・棚番地の付与に関すること
- ・手術室、血管造影室等品目へのシール若しくはカード貼付に関すること

イ 周知研修に関すること

- ・業務マニュアル作成及び甲の職員への周知方法に関すること
- ・乙の本業務従事者に対する教育に関すること

(3) 物流管理システムに関すること

- ・品目マスターの整備に関すること
- ・乙の本業務従事者（システム操作者）に対する教育に関すること

(4) 手術室・血管造影室に関すること

- ・甲の職員とのルールづくり及びその他調整に関すること
- ・棚番地の付与に関すること

(5) 次期物流管理システムに関すること

- ・次期物流管理システム（平成28年1月導入予定）の仕様及びHISとの接続方法等に関すること

(6) その他

・その他、本業務を行うにあたり必要となる一切の準備作業に関すること

(データ保護)

第4条 乙は、甲の施設設備等を利用する場合は、データの漏えい、滅失、き損等の防止に努めなければならない。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、次に掲げるものの維持管理に当たらなければならない。

(1) 磁気テープ、フロッピーディスクその他の媒体に記録されているデータ

(2) データが記録されている入力帳票及び出力帳票

(3) 電子計算機処理に関するドキュメント及びプログラム

(4) その他準備作業を遂行する上で使用するもの

(個人情報保護)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(データの複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、準備作業に係る一切のデータを複写し、又は複製してはならない。

(データ等の廃棄)

第7条 乙は、準備作業の終了後において、データその他記録媒体等の廃棄をするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、準備作業を処理する上で知りえた秘密を、本準備期間中はもとより、この覚書を中止または終了した後も、第三者に漏らしてはならない。

(違約金)

第9条 当該準備期間中に甲が乙を作業不能と判断した場合、予告期間を持って契約を解除することができる。この場合、乙は甲に違約金として、導入準備委託費の100分の10に相当する額を支払う。

(合意管轄)

第10条 この覚書に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第11条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年 月 日

(甲) 住 所 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1
氏 名 地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 田中 一成

(乙) 住 所
氏 名

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業員の監督

乙は、その従業員に個人情報を取り扱わせるにあたっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業員に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

事項は、法令等によるほか、甲乙協議して決定する。